

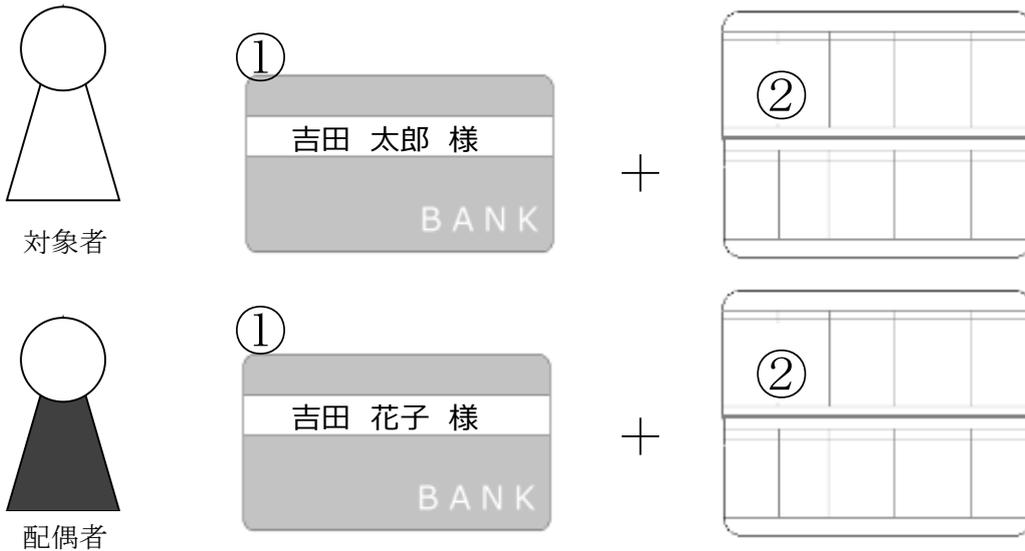
介護認定負担限度額認定申請の注意事項

預貯金等の確認について

対象者の条件である『預貯金額、有価証券等の金額が……』については、
下表のものが対象となります。ご確認いただき、預貯金等の確認書類として
提出をお願いいたします。

預貯金等に含まれるもの	確認方法（提出書類）
預貯金（普通・定期）	通帳の写し
有価証券（株式・国債・地方債・社債など）	証券会社や銀行口座の写し
投資信託	銀行・信託銀行・証券会社等の口座残高の写し
タンス預金（現金）	自己申告

通帳のコピーについて



通帳の写しは、**対象者本人及び配偶者の下記①、②をご用意いただき**、提出をお願いします。
通帳が複数ある場合においても、全ての通帳を同様にコピーし、提出をお願いします。

- ① 表紙等の名前が分かるページ（金融機関によっては、表紙に名前が記載されていないものもありますので、通帳内の名前が書かれているページのコピーをお願いします）
- ② 申請時点での最終ページ（定期預金がある場合は定期のページも提出）

※必ず記帳してから来庁し提出してください。記帳されていない場合、再提出をお願いする場合があります。

※事前にコピーが出来ない場合、役場でコピーが可能です。1枚10円の有料コピーとなりますので、通帳と通帳の数に応じて硬貨を持参してください。